

第22回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年4月22日（火） 午後13時30分～

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員（14名）

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	渡邊康志
5	中本誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員（2名）

4	渡邊康志	10	山下展輝				
---	------	----	------	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第83号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第84号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第85号 非農地証明願について

日程第6 議案第86号 委員の辞任届に伴う同意について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤幸利	主幹	新谷茂	主事	水代康成
----	------	----	-----	----	------

7. 会議の概要

事務局	(司会進行)
会長	(会長挨拶)
事務局	(司会進行)

議長	ただいまの出席委員は <u>12</u> 名であります。渡邊委員、山下委員より欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第22回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。各委員のご協力をお願いします。
議長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に <u>1番 山本 伸男 委員</u> 、 <u>2番 山本 弥須弘 委員</u> 、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
議長	続いて日程第2 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	順位1番について、 <u>あさのたけし</u> 浅野剛志委員より説明願います。
浅野委員	議席番号11番 浅野です。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第82号 順位1番 説明】
浅野委員	4月15日に譲渡人、譲受人、毛利農業委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第82号 順位1番 説明】
浅野委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、浅野委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	順位2番について、 <u>しのざきひであき</u> 篠崎英明委員より説明願います。
篠崎委員	議席番号3番 篠崎です。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。

	【議案書に基づき、議案第82号 順位2番 説明】
篠崎委員	4月15日に譲渡人、譲受人、橋本推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第82号 順位2番 説明】
篠崎委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、篠崎委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
議長	清家農業委員。
清家委員	はい。議席番号9番清家です。わたくしは、この譲渡される土地の近くで耕作を行っておりますが、日常活動ということも含めまして、地域の方と会話をすることが多いわけですけども、4月17日に3人の方といろいろ話をしましたところ、当人は植えるのは植えるのだけれども、草刈り、水といった管理がほとんど行き届いていないという話をされました。このことはここに書いてあります、第2項第7項の許可要件に違反するんじゃないかと個人的には考えております。そしてまた、昨日ですが地域の金網の点検補修工事がありまして現地の側を通りましたときに、側の地権者の方が本人は我々にはビニールハウスを建てて倉庫として使いたいという意向を話されたと話をされました。これちょっと申請の内容と違うので問題と考えております。私の提案としては再度事務局、委員さんにしっかり確認をしていただいて本当に申請どおりに耕作管理ができるかの点、話を聞いていただいて来月でも構いませんので採決は来月にして頂けるとすっきりするんじゃないかと考えております。検討をお願いします。
議長	ただいま清家委員からこういう意見が出ましたがどうしていきましょうか。
橋本委員	いいですか。
議長	橋本委員
橋本委員	推進委員の橋本ですが、今の清家さんから言われた畑からハウスを建てるのは私も聞いたんですが畑からハウスは建てれんので畑をちゃんと作っていただけますかと確認をしました。それで荒れてはおるんですが畑をして野菜か何かを植えると言われたので植えたとこの写真を撮らしてくださいやと言って写真を撮って事務局に見せるということで本人との話はその場ではついとるんですが今言われたようにもう一度話を聞けというのであればもう一度話を聞きたいと思いますけど。一応その場では確認はしております。以上です。
議長	清家委員。

清家委員	はい。確認はされたということですけどもあの本人が昨日に話された方は元教育関係の方で校長先生ですけども信頼ができる方で、はっきりとここにビニールハウスを建てると話されたと聞いておりますのでそれも事実かなと考えはします。作物を植えるにしても長い間、放棄されたところですぐにはユンボか何かで開墾しないとできない感じは受けましたけどもその辺はちょっと私もよくわからないですがいずれにしろ私の希望としてはもう一回確認をしていただきたいと周りの方の意見がちょっとそこをしっかり押させてくださいという意見が多いのでそれも無視できないかなというふうに思います。
議長	調査した人の意見と清家さんの意見とが違いますので次回に回すということであれば次回に回すということで今回は外してもいいですがそこらへんどうしましょうか。
浅野委員	かまいませんか。
議長	浅野農業委員。
浅野委員	議席番号 11 番の浅野です。やっぱり問題にならんのでしたらねそれをもう一回検討しないけんしその担当がもう一回見てですねやっぱりやらんと今までずっとですね私農業委員やらしてもらってですねずっと思うことが異議なしで来たんですねほとんどがねこのような会議あんまりはないんですけどもこのように出てからでしたらねやっぱり確認するのが本当ではないかと私は思います。以上です。
清家委員	すみませんついでにこの農業委員会で立会をして許可をされてもですね、どうなったかなという確認は農業委員会ではしないみたいなのでもしそういう説明した意見と他人に話した意見が違う三年後にどっちが正しいかわかりませんそれをまたあのさかのぼって不許可にすることはできないので、今浅野さんが言われたように正確に見ていただきたいと。
議長	他にはご意見ございませんか。
篠崎委員	すみません、付け加えなんですけど今の申請のあった土地の
兵頭委員	すみませんが、議席番号と立ち上がってお願いします。
篠崎委員	申し訳ありません。付け加えなんですけど申請のあった場所のすぐ隣のもっと広い土地を 1 か月後にまた申請出してにこいちにするような計画があるようなのにこいちで大きいハウスをやるとちらっと聞いたものでちょっと畑として利用されるのとは異なるのではという思いがありました。以上です。
議長	清家農業委員とか浅野さんの意見も尊重していきたいと思いますので今回はそういう意見の中で採決することに無理があるのかと思いますのでもう一回すみませんが事務局と委員さんそれから推進委員の方で再度確認をして絶対間違いないということで清家さんやらが納得する形で採決したいと

	思いますので、かまいませんか。篠崎委員。
篠崎委員	はい。
議長	そしたらこの件につきましては次回に伸ばすということに賛同される方は 挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	挙手多数ということで次回の農業委員会にかけさせてもらいます。すみませんがもう一度そこら辺の事情説明して行ってください。お願いします。
議長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸委員に交代します。 <small>ひょうどうともゆき</small>
	(議長交代)
議長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。
議長 (兵頭委員)	順位3番について、谷口雄記委員より説明願います。 <small>たにぐちゅうき</small>
谷口委員	議席番号14番 谷口です。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第82号 順位3番 説明】
谷口委員	4月16日に譲受人、田中推進委員、事務局1名、私の計4名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第82号 順位3番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。

	(議長を交代)
議 長	議長を交代いたしました。
議 長	続いて日程第3 議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 ^{もうりひさし} 毛利久志委員より説明願います。
毛利委員	議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第83号 順位1番 説明】
毛利委員	4月16日に申請人、浅野農業委員、事務局1名、私の計4名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第83号 順位1番 説明】
毛利委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願ひします。
議 長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は举手をお願いします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第83号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議 長	続いて日程第4 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議 長	順位1番について、 ^{やまもとのぶお} 山本伸男委員より説明願います。
山 本 委 員	議席番号1番 山本です。 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第84号 順位1番 説明】
山 本 委 員	4月15日に代理人、杉本推進委員、事務局2名、計4名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第84号 順位1番 説明】
山本委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。
議長	順位2番について、 <small>もうりひさし</small> 毛利久志委員より説明願います。
毛利委員	議席番号12番 毛利です。 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第84号 順位2番 説明】
毛利委員	4月16日に譲渡人、譲受人、浅野農業委員、事務局1名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第84号 順位2番 説明】
毛利委員	以上により、申請地は転用しても問題ないと考えます。 ご審議の程よろしくお願ひします。
議長	ただ今、毛利委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可相当にすることにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第84号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させて頂きます。

議長	ここで、議長を会長職務代理者である兵頭知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議長 (兵頭委員)	議長を交代いたしました。
議長 (兵頭委員)	続いて日程第5 議案第85号「非農地証明願について」を議題といたします。
議長 (兵頭委員)	順位1番について、谷口雄記委員より説明をお願いします。
谷口委員	議席番号14番 谷口です。 議案第85号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第85号 順位1番 説明】
谷口委員	4月16日に、兵頭農業委員、田中推進委員、事務局1名、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第85号 順位1番 説明】
谷口委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長 (兵頭委員)	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第85号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長 (兵頭委員)	異議なしと認めます。 よって、議案第85号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり承認することと決定させて頂きます。
議長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長交代)
議長	議長を交代いたしました。
議長	日程第6 議案第86号「農業委員の辞任届に伴う同意について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事務局	失礼します。次の者より辞任届が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第13条第1項及び鬼北町農業委員会会議規則第40条第3項の

	規定により、農業委員会の同意を求めるというものです。
	【議案書に基づき、議案第86号 説明】
事務局	以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ただ今、説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
議長	芝推進委員。
芝委員	すみません、芝ですが。この辞任届けの同意ですがここに書いてある農業委員会に関する法律第13条の第1項それから鬼北農業委員会会議規則第40条第3項の規定により農業委員会に同意を求めるところですがこの表現を私ちょっとよく理解しないんですがどういう場合に同意できるんですか。逆に言うと。もし、同意されなければこれは受け取ることができないということになるんですか。それだけお願ひします。
事務局	休憩いいですか。
議長	休憩いたします。
	(休憩)
議長	それでは再開いたします。事務局お願ひします。
事務局	今ほどの質問ですがまず、農業委員会等に関する法律第13条第1項こちらの方は委員等の辞任ということで委員は正当な理由があるときは市町村長及び農業委員会の同意を経て委員を辞任することができるというふうになっておりますので今回諮からせていただいております。農業委員会会議規則第40条第3項こちらの方は40条第2項に委員が辞任しようとするときは会長に辞表を提出しなければならない。第3項に前2項の辞表は会議に諮ってその可否を決定する。というふうに謳われておりますので今回議案として挙げさせていただいております。以上です。
芝委員	わかりました。では正当な理由とは何ですか。一身上の都合も正当な理由になるんですか。
議長	休憩いたします。
	(休憩)
議長	それでは再開をいたします。一身上の都合ということは奥歯にものが挟まったような感じで納得しにくい方もいると思いますが、前例がないので発表することがいいことなのかはわかりませんが皆さんこの場だけで納得していただくということで絶対外には漏らさない。そうでないと大変なことになってもいけませんのでそこらへんも含めて事務局の言える範囲での報告ということでかまんですかね。

山本委員	個人情報までここで出さないけんのかは疑問に思います。
議長	皆さんが納得されるようでしたら出したくないけど分かりにくいとつられたのでこちらもどうしようもないとはいけませんので。
毛利委員	12番、毛利です。一身上の都合というのも理由に十分当たるんじゃないかなという風に思います。それ以上のことを求めるのであればかなり踏み込んだこともしないといけないと思うしやっぱりいろんな事情というのはそれぞれにあると思うのでそこまで細かいことを明記する皆さんにお知らせする必要なのかどうかそこに尽きると思うんですけど私はこの一身上の都合という理由で十分だという風に理解をしておりますが。
議長	清家農業委員。
清家委員	10番清家です。今どき個人情報とかプライバシーとの問題になっているときにどこまでさらすか非常に難しいと思います。法律の解釈等分かりませんが一身上の都合ということを皆で理解して承認しなかったら大変なことになりますのでやっぱり今毛利さんが言われたみたいに一身上の都合をちゃんと理解して承認した方がいいと私は考えます。
浅野委員	ちょっといいですか。
議長	浅野農業委員。
浅野委員	議席番号11番の浅野です。今言われましたようにプライバシーの問題がどうしても絡めますのでもうこれ以上追及する必要はないし事務局もいらんと言わん方がいいと思います。皆さん賛成してください。
議長	貴重な意見だと会長としては考えています。一身上の都合で理解できないというのも芝推進委員が言われることも分かります。今の世の中の流れから言うと一身上の都合も立派な理由の一つとしてどうしても知りたければ本人が直接当たってもらう方が農業委員会として本人のプライバシーを出すのもどうかと思いますので、この一身上の都合という理由で同意を得られる方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第86号「農業委員の辞任届に伴う同意について」、同意することに決定いたします。
議長	以上で第22回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	1番

	2 番